

## (1) 制度の現状

### ① 「家庭的保育事業等」とは

平成24年度に成立した子ども・子育て関連3法において設定された、家庭的保育事業(～5名)、小規模保育事業(6～19名)、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業を指す。これら4事業は、市町村の認可事業として位置づけられ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する確認を受けたうえで、地域型保育給付の対象となる。

家庭的保育事業等は、0～2歳の保育に欠ける乳幼児を保育する施設として、大都市部の待機児童対策をはじめとする地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できることが特色として挙げられ、将来的な児童数の減少が見込まれるなかで、現在のところおもに0～2歳児で計50名を超える待機児童が存在する本市においても引き続き主要施策として取り組んでいく必要がある。

なお、現在、本市においては、小規模保育所(にじ、いちぶちどりキッズ、ソフィア谷田、いちぶちどりキッズたにだの計4園)と、事業所内保育所(キッズ・ガーデン、阪奈中央こぐま園の計2園)が立地している。

### ② 家庭的保育事業等における連携施設の確保と食事の提供方法

	連携施設	食事の提供方法
にじ保育園	はな保育園、うみ保育園、もり保育園	うみ保育園(連携施設)から提供
いちぶちどりキッズ	いちぶちどり保育園、小平尾保育園、生駒幼稚園	いちぶちどり保育園(連携施設)から提供
ソフィア谷田保育園	いこまこども園、ひがし保育園、認定こども園生駒幼稚園	ソフィア東生駒こども園から提供
いちぶちどりキッズたにだ	ひがし保育園、小平尾保育園、認定こども園生駒幼稚園	いちぶちどり保育園から提供
キッズ・ガーデン	ひがし保育園、小平尾保育園、認定こども園生駒幼稚園	外部業者から搬入(再加熱等処理を行ったうえで提供)
阪奈中央こぐま園	ひがし保育園、小平尾保育園、認定こども園生駒幼稚園	阪奈中央病院から提供

## (2) 改正の内容

### ① 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第1項において、家庭的保育事業等を実施する保育所については、在園児卒園後の保育を継続的に提供する必要性等に伴って連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)を確保することが規定されており、仮に家庭的保育事業等の職員が病気、休暇等により保育を提供することができない場合は、連携施設が当該家庭的保育事業者等に代わっての保育(代替保育)を提供することとされている。

なお、今回の改正により、連携施設に加えて小規模保育所や事業所内保育所の相互間においても、責任の所在の明確化と代替保育施設の業務が滞らないことを条件として代替保育を実施することが可能となる。

### ② 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

### ③ 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第15条第1項において、家庭的保育事業等を実施する保育所が食事を提供する際には自園調理にて行うことが義務づけられている。他方、利用乳幼児に対する食事の提供にあたって管理責任体制が確保されていること、調理業務の受託者との契約内容が確保されていること、栄養士等から献立等について指導が受けられる体制にあることなどを満たせば、連携施設や当該家庭的保育事業者等と同一の法人や関連法人が運営する小規模保育施設等から食事を搬入することが認められている。

なお、今回の改正により、**家庭的保育事業に限って**、調理員の配置や調理設備の設置が省令施行日から10年を経過する日(平成37年3月31日)までは猶予されるとともに、利用乳幼児の年齢等に応じた食事の提供やアレルギーやアトピー等への配慮がなされ市町村が適当と認める事業者についても、食事の搬入施設として認められることとなる。